

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第3回）議事概要

1 日 時 : 平成26年10月20日(月) 15:00 ~

2 場 所 : 衆議院議長公邸

3 出席者 :

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	逢沢 一郎	衆議院議院運営委員会委員長

4 議事要旨

議題「衆議院小選挙区の一票の較差」

(1) 事務局から、以下の事項について説明が行われた。

- ・ 「緊急是正」について

平成 24 年 11 月の緊急是正について、平成 23 年の一票の較差についての最高裁判決に関係した区割りの改定作業の概要、平成 25 年の区割り改定法の成立により、人口の最大較差は 2 倍以内の 1.998 倍に是正された等の説明があった。

次に、較差 2 倍の厳格さや、違憲状態の判決後の一票の較差是正のために認められる合理的期間の長さをどのように見るべきか、改定は、区画審設置法第 4 条第 1 項の規定に基づく 10 年ごとの大規模な国勢調査で行うのか、5 年ごとの簡易調査でも行うのか、または、毎年の住民基本台帳人口に基づいて行うのか、更には、現在の小選挙区 295 議席を維持する前提で較差是正をしていくかどうか、という論点があること等について説明があった。

- ・ その他

議員定数の地域への配分方式について、ヘア式最大剰余法、ラウンズ方式、ドント方式、サンラグ方式、ヒル方式、ディーン方式及びアダムズ方式のそれぞれの概要と特性の説明があった。

次に、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及びカナダの各国の下院の定数配分や区割りの方法、1 選挙区当たりの平均人口、最大選挙区と最小選挙区間の較差、有権者数などについて説明があっ

た。

最後に、国勢調査人口、住民基本台帳人口及び選挙人名簿登録者数に係る統計の概要と各統計における各都道府県の全国に対する構成比を用いたこれらの統計間の比較について説明があった。

(2) 各委員からの主な発言

- ・ 緊急是正（0増5減）には1人別枠方式を残しているのではないかとの批判があり、較差が2倍以内におさまっているという理屈では乗り越えられないのではないか。
- ・ 最大較差を最小化するという目標と議席を比例配分するという目標は、同時に達成することが必ずしも可能ではない別の目標であるので、ある程度まで両者を尊重した上で、どこで妥協するのか、そのためにはどのような配分方法があるのかということを示し、生産的に議論ができるようにしたい。
- ・ 緊急是正によって削除された区画審設置法第3条第2項にかわる明確で簡潔な都道府県への定数配分規定を設け、区画審が同法第3条の規定に基づいて区割り改定作業が行えるようにすべきである。
- ・ 最高裁は2倍を超えると憲法上許されない一票の較差が生じたという考えを前提に判断を行っていると思われるが、憲法判断の問題と立法政策としてどのような選挙制度がふさわしいかという問題は別の問題であり、当調査会ではあるべき選挙制度を議論して提言すべきである。
- ・ 中立的な機関が、国民が合理性や納得性を感じられるルールに基づいて定期的に定数配分や区割り改定を行い、その勧告に議会が従うことが重要で

ある。

- ・ 定数配分方式の検討に当たっては、デンマーク方式、修正サンラグ方式も対象に加えてほしい。
- ・ 一票の較差を選挙人の投票の有する影響力と考えると、定数配分は有権者数に基づいて行うべきではないのか。その場合、長期的にある程度の安定性を担保するため、住民基本台帳ではなく国勢調査における有権者数を用いてはどうか。
- ・ 国勢調査における有権者数とすると、選挙権年齢 18 歳引き下げが現在も議論されているように今後どのような変更がなされるかという懸念がある。最高裁判決においても有権者数イコールほぼ人口と示しているのであるから、国勢調査人口を基準とする方が一定タームで確定的な数字を把握できるので実務的には望ましいのではないかと。
- ・ 最高裁の判例を前提とする限り、人口及び有権者数のどちらに基づいても合理性はあると思われるが、立法作業を考慮すると正確な人口を基に考えた方が実務的にもよいのではないかと。
- ・ 各都道府県への定数配分方式の検討は、将来推計人口も加味して行うべきである。また、従来は都道府県単位に定数を配分していたが、ブロック単位で配分することも検討すべきではないかと。
- ・ 定数配分をブロック単位で行っても、ブロックの中で小選挙区の区割りをするに当たっては各都道府県にまた配分することになると考えられ、2度作業を行うことになってしまうのではないかと。
- ・ 都道府県への定数配分段階よりも各小選挙区の区割り段階の方が不均衡

の度合いが大きになると、不均衡は都道府県内の区割りによって発生している可能性があるということについて検討してみる必要があるかもしれない。

- ・ 緊急是正で0増5減の対象となった選挙区への定数配分は平成22年国勢調査人口に基づいて一票の較差の是正が行われ、最大と最小については考えられているが、その中間部分については平成12年国勢調査によるものである。都道府県への新しい配分ルールを決めれば、区画審がこの中間部分を考慮して判断することになるであろう。
- ・ 1人別枠方式について、立法過程において地方に厚くすることがいいことであるということがポジティブに説明された経緯はあるのか。
- ・ わが国では一票の較差に係る訴訟の被告は選挙管理委員会であるが、諸外国においては選挙区間較差等が問題となった場合に誰が被告となっているのか。

(3) 次回以降の日程等の協議が行われた。

① 次回のテーマ

「衆議院小選挙区の一票の較差」

② 次回以降の日程

平成26年11月20日（木） 14時

平成26年12月11日（木） 16時